

芦屋町環境基本計画(素案)に対するパブリックコメントの結果について

1. 実施期間 : 平成26年1月23日(木)～2月21日(金)
2. 実施方法 : 町のHP及び広報あしや(1月15日号)で告知
役場環境住宅課、芦屋中央公民館、芦屋東公民館、山鹿公民館で素案の配布
3. 意見提出者数 : 2名(7件)
4. 応募方法 : ファックス1名、電子メール1名
5. 意見の概要と町の考え方

NO	意見の概要	町の考え方
1	<p>柏原の料亭、紀伊国屋の跡地に木や雑草が生い茂り、松くい虫で松の木も塀の中で枯れたままに何年も放置されたままの状態です。町に何度も要請しましたが持ち主に連絡しますと言われたのですが、そのままです。もう十数年ほどくなるばかりです。持ち主がしなかったら町の方は何もできないのでしょうか。</p>	<p>町では清潔で美しい町づくりを目的とした芦屋町環境美化に関する条例を制定し、その中で空き缶やごみの散乱防止のため、土地の所有者はごみの清掃及び除草を行い、環境衛生の向上並びに環境の美化に努めなければならないとしています。このようなことから町では適正な管理については、所有者の責任で行うものであり、このため問題がある場合は、所有者に対して指導などを行っています。ご意見があった場所については、これまで文書による指導を行っていましたが、適正な管理ができていないところもあり、今後は、直接所有者に会うなどして、現状及び当該条例の趣旨などをよく説明し、適切な管理を行っていただくよう要請します。</p>
2	<p>海岸の造船所の周囲に大量のレジャー船が有ります。年毎に多く成って、環境、観光上見苦しく何とか成らないものかと思っています。</p>	<p>柏原漁港一帯は、洞山や海の駅などがある観光スポットであります。このようなことからレジャー船置き場のことについては、土地の所有者と協議します。</p>

3	<p>高齢化で、空き家が多くなり、壊れたままの家が多くなっています。この様な事を速く解決できる様な行政改革をしてほしいと思います。</p>	<p>空き家の適正な管理は、物件の所有者が義務として行うべきことです。このため、町では当該空き家の状態を管理者に連絡し、空き家の適切な管理に必要な措置についての助言又は指導を行っています。また、空き家を適正に管理しない所有者に対して、町が適正に管理を行うよう命令することができること等を盛り込んだ条例制定に向けた検討を進めています。一方で老朽化した中古住宅の解体、建替えを促進するため、平成26年度より解体費などの支援制度を創設します。</p>
4	<p>「芦屋町の取り組み」として、平成22年度に『芦屋町ごみ減量化計画』を策定した（H22～24）とあるが、計画内容や進捗状況及び結果など町民に公表されたのか。また、環境審議会において検証されたのか。</p>	<p>芦屋町ごみ減量化計画（以下、減量化計画という。）22～24年度は、広報及びホームページにて公表しています。また、環境基本計画を策定する際の環境審議会では、現状を踏まえ、その分析を行い、課題を抽出したうえで、計画案を策定しています。このため減量化計画の進捗については、この審議会の中で検証しています。なお、減量化計画の22～24年度の状況については、環境基本計画の中で示しており、この計画を公表する際に、併せて公表することとなります。</p>
5	<p>芦屋町環境基本計画は町・住民・事業者の各主体が連携・協力して町の環境課題に取り組むための基本的な指針で実施期間を平成26年から平成35年までの10年間としているが、今後は年次ごとも含めた具体的な行動計画をどのように策定していくか不明である。</p>	<p>行動計画は、環境基本計画の町の主な取り組み（事業）のとおりです。なお、第5章の1から5では、それぞれの項目ごとに数値目標を定めて、具体的に取り組むこととしています。今後は、環境審議会で、毎年PDCAサイクルによる総合的な評価を行い、改善点の提言を行います。</p>

6	<p>「計画の進行管理」では、P D C Aサイクルで計画の進捗状況の点検、評価、見直しを適切に行うとしているが、町民や事業者への公表は明記されていないが行わないのか。計画内容については、周知を図るとしているが。</p>	<p>計画の進捗状況の公表は行っていきます。なお、評価方法は、平成26年度に環境審議会にて検討していくこととしており、そのときに併せて進捗状況の公表方法について検討していきたいと考えています。</p>
7	<p>「環境目標」には、環境保全活動に取り組むことのできる人づくりやしくみづくりを推進し、協働による環境づくりを進めていくとしているが、後述の「施策の展開」には既存団体の支援はあるが、新たな人材育成の明記や具体策がないのはなぜか。</p>	<p>第5章、5 環境教育・意識、(2)環境保全活動の推進の基本的な取り組み①において、「人材の発掘・育成などの仕組みづくりを進める」としています。なお、具体策については明記していませんが、町の主な取り組み（事業）の1. 住民・事業者の環境保全活動の支援、2. ラブアースクリーンアップの実施、3. 町内一斉清掃の実施といった事業を通じて、人材の発掘・育成等を進めていきたいと考えています。</p>